

## 熊本市児童措置費負担金減免取扱要綱

制定 平成27年6月30日 健康福祉子ども局長 決裁

改正 令和4年11月16日 児童相談所長 決裁

令和8年10月16日 児童相談所長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童措置費負担金徴収規則（平成22年規則第75号。以下「規則」という。）第4条に基づく負担金の減免について、規則第7条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 扶養義務者 措置児童等と同一世帯に属して生計を一にし、措置児童等と次に掲げる関係にある者
  - ア 直系血族
  - イ 配偶者
  - ウ 兄弟姉妹（その世帯で最も課税額が高いものに限る。）
  - エ 民法（明治29年法律第89号）第877条第2項の規定により扶養の義務を負わせた者（その世帯で最も課税額が高い者に限る。）
- (2) 生活保護基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準額の総額
- (3) 納入義務者 規則第3条第1項の規定に基づく決定を受け、負担金納入義務を負っている者
- (4) 収入額 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の要否及び程度を決定するとした場合において認定することとなる収入の額

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(減免の要件)

第3条 規則第4条第1項第2号の「失業、疾病、災害等により、前年度に比較し、所得が著しく減少し、又は不時のやむを得ない支出により、負担金の納入が困難であると認められるとき」とは、次条第1項の規定による申請の時点に

おける納入義務者世帯の収入額（納入義務者世帯の疾病の療養に要した費用（以下「療養費」という。）があるときは当該療養費を、災害により納入義務者世帯が損害を受けたときは当該損害額をそれぞれ控除した金額。以下同じ。）が、生活保護基準額に負担金の額を加えた額以下であるときとする。

- 2 規則第4条第1項第3号の「災害その他特別の事情により市長が特に必要と認めるとき」とは、市長が別に定める基準（「令和8年熊本地震に伴う児童措置費負担金徴収の特例を定める要綱」など）を満たす場合とする。

（減免の申請及び決定）

第4条 負担金の減免を受けようとする納入義務者は、児童措置費負担金減免申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日の属する月の前3箇月分の収入が分かる書類
- (2) 療養費があるときは、療養費の支払を証明する書類
- (3) 災害等による損害があるときは、災害等に遭ったこと及び当該災害等による損害を証明する書類

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、前条の規定により減免の可否を決定するものとし、減免を決定したときは、次条の規定により減免額を決定するものとする。

- 3 市長は、前項の各決定について、児童措置費負担金減免決定通知書（様式第2号）又は児童措置費負担金減免却下通知書（様式第3号）により納入義務者に通知するものとする。

（減免額）

第5条 負担金の減免額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1項に規定する要件を満たすことを理由に前条第2項の規定により減免が決定された場合 次に掲げる金額

ア 前条第1項の規定による申請の時点における収入額が生活保護基準額以下であるとき 全額

イ 前条第1項の規定による申請の時点における収入額が生活保護基準額を超えるとき 前条第1項の規定による申請の日の属する年における納入義務者世帯の所得見込額から療養費及び災害による損害額を控除した額を基礎とした場合に、規則第2条及び第3条の規定により決定されることとな

る負担金と、前条第1項の規定による申請の時点において規則第2条及び第3条の規定により決定されていた負担金との差額

- (2) 第3条第2項に規定する要件を満たすことを理由に前条第2項の規定により減免が決定された場合 市長が別に定める基準（「令和8年熊本地震に伴う児童措置費負担金徴収の特例を定める要綱」など）に規定された金額（減免の期間）

第6条 第4条第2項の規定により減免を決定する期間は、同条第1項の規定による申請の日の属する月の翌月（申請日が月の初日であるときは、その月）から、同条第2項の規定による決定の日の属する年度の3月31日までとする。（減免の取消し等）

第7条 第4条第2項の規定による減免の決定を受けた納入義務者は、第3条に規定する減免の要件に該当しなくなったときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、第4条第2項の規定により減免の決定を受けた納入義務者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その決定を取り消し、その旨を児童措置費負担金減免決定取消通知書（様式第4号）により通知するとともに、当該減免の決定により免れた負担金を納入義務者から徴収するものとする。

- (1) 資力の回復その他事情の変化によって第3条に規定する減免の要件に該当しなくなったとき。  
(2) 虚偽の申請その他不正の行為によって減免の決定を受けたと認められるとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、負担金の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月16日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

|                                                                                                                                           |                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <div>熊本市児童措置費負担金減免申請書</div> <div>年      月      日</div> <div>熊本市長                      （宛）</div> <div>申請者    住所<br/>氏名<br/>措置児童等との関係</div> |                 |
| 措 置 児 童 等 の 氏 名                                                                                                                           |                 |
| 納 入 義 務 者 の 氏 名                                                                                                                           |                 |
| 申      請      事      由                                                                                                                    |                 |
| 事 由 発 生 年 月 日                                                                                                                             | 年      月      日 |
| <div>《事務処理欄》</div>                                                                                                                        |                 |

様式第 2 号（第 4 条関係）

熊本市児童措置費負担金減免決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のありました負担金減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

| 措 置 児 童 等 の 氏 名 |           | 当 初 の 負 担 金 金 額 |  |
|-----------------|-----------|-----------------|--|
|                 |           | 円               |  |
| 減 免 額           | 減免後の負担金金額 | 減 免 適 用 期 間     |  |
| 円               | 円         | 年 月 日～ 年 月 日    |  |

様式第 3 号（第 4 条関係）

|                                                                                                                                                                                                        |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div>熊本市児童措置費負担金減免却下通知書</div> <div>第 年 月 日 号</div> <div>様</div> <div>熊本市長</div> <div>年 月 日付けで申請のありました負担金減免について、次のとおり却下しましたので通知します。</div> <div>記</div> <div><div>措置児童等の氏名</div><div>却 下 理 由</div></div> |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

様式第 4 号（第 7 条関係）

|                                                |           |                          |           |
|------------------------------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 熊本市児童措置費負担金減免取消通知書                             |           |                          |           |
|                                                |           | 第                        | 号         |
|                                                |           | 年                        | 月 日       |
| 様                                              |           |                          |           |
| 熊本市長                                           |           | 印                        |           |
| 年 月 日付け第 号で通知した負担金の減免について、次のとおり取り消しましたので通知します。 |           |                          |           |
| 記                                              |           |                          |           |
| 措置児童等の氏名                                       | 減 免 取 消 額 | 減 免 取 消 後 の<br>負 担 金 金 額 | 取 消 年 月 日 |
|                                                | 円         | 円                        |           |
| 《取消理由》                                         |           |                          |           |